

第10章 障害者支援対策

【障害福祉課・各保健福祉事務所・リハビリテーション支援センター】

第1節 施設支援関係(県内外施設受入調整・介護派遣職員等の受入調整)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【障害福祉課】

■施設被災等に伴う利用者の県内外施設への受入調整については、発災翌日の3月12日に県内各施設に被害状況及び受入可能状況の一斉調査を実施（電子メール）。以後随時電話、面談等の機会を捉えて情報を更新して準備していた（概ね6月末まで。）結果的には、相談事例は数件あったものの県外施設で受け入れたケースはなく県の調整による受入事案はない。

■介護職員等派遣の受入調整については、3月下旬、宮城県知的障害者福祉協会内に「関係団体連絡協議会宮城対策本部」事務局が設置され、3月28日、事務局からの打診に応じて調整を依頼。厚生労働省と調整の上、災害救助法に基づく救助として取り扱うこととなった。入所施設利用者等の安否確認に始まり、各種要望・状況の調査、職員派遣受入の調整、支援内容の調整等を行った（最終的に24年3月末まで。）当課で把握している限り、これを含め12道県市13団体を通じて12施設及び対策本部機能に対して少なくとも述べ4,714人が派遣されている。

■物資の要望調査、配付調整については、主に入所施設の被災状況調査と同時に開始。避難所等の指定を受けておらず多数の被災者が所在するとの情報がないおそれがあり、施設名、所在、避難者数、必要物資数等をまとめた一覧表を災害対策本部に提供（平成23年3月末まで数回。）以後随時電話、面談等の機会を捉えて要望の把握に努める一方、各種物資提供の申出を受け、両者の情報を調整（継続中。）また、民間団体が独自に管理する諸物資の保管場所として旧船形学園体育館を貸与した（4月末～12月末。）

■施設・設備の復旧については、国庫補助制度による事務を執ったほか、県独自の補助率嵩上げを事業化した。また、厚生労働省にこれらに関連する本県の実情を随時情報提供することで国の実態把握、各種復旧事業の一助とした。その他、復旧工事費用等の資金援助や工事契約の代行等を行う民間団体があり、被災状況の調査等を元に情報提供した。

■当課所管の県立施設（船形コロニー、啓佑学園、第二啓佑学園、七ツ森希望の家）については、利用者の処遇に関して指定管理委託先である宮城県社会福祉協議会がほぼ対応したほか、利用者の家族や宿泊中の一般利用者の処遇、物資中継地点としての使用、他の被災施設の利用者の移送協力あるいは移送中継地点としての使用、他県からの派遣介護職員宿泊場所提供等、施設の規模や立地条件を生かして多様な機能を果たした。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■施設の被害状況を確認し、特に入所施設に対して水、食糧等の支援物資を配送した。

【北部保健福祉事務所】

1. 障害者施設の被害状況確認と情報提供 H23.3.14～H23.5.24

■施設と事業所35ヶ所の被災状況を把握し、必要な支援を検討するため、各市町担当課へ被災状況等を照会。電話が通じないため北部地方振興事務所の無線ファクシミリで行い、回答を取りまとめ、障害福祉課へ報告。

■障害福祉課より「発災直後から県内の各法人施設に対してメールで状況報告を求めているが、被災状況

は把握されていないため、支援ニーズがあればその情報を主管課から県災害対策本部へ報告し、支援を要請する」旨連絡を受ける。

■事業所等に、被災状況に加え備蓄状況(食糧, 燃料, 必要物資), ライフラインの開通状況を市町を通じて照会。徐々に電話が開通したため事業所職員から直接の情報収集を開始。殆どの事業所はガソリン不足で職員が出勤できず, 事業再開が難しく, 優先給油に関して市町に相談している状況であった。施設の被害状況, ガソリンや食糧・水等の支援物資要望を取りまとめ, 主管課へ報告。

■3月24日, 通所系事業所等の事業再開状況を確認。また, 支援物資(ご飯と飲水)が届き, 各施設に要否を電話聴取。3月25日, 車2台に分かれて届けた。

■3月30日, 再開が未定であった通所系事業所等へ電話で状況照会。ガソリン不足はあるものの優先給油が可能となりほとんどの事業所が再開の目途がついたことを確認。

■4月7日の余震による被災状況について施設及び通所系事業所へ電話確認。

■5月24日, 施設等に対して, 支援物資の福祉用具等必要数量調査(車椅子)。

2. 在宅聴覚障害者の安否確認と支援 H23. 3. 22~H23. 3. 31

■3月22日, 大崎ろうあ協会役員へファクシミリで協会が把握している管内の聴覚障害者の安否確認状況を照会, 電気不通のため未回答。

■3月25日~3月31日, 大崎ろうあ福祉会会員15世帯17名, 会員以外で手話通訳員が把握している7世帯8名にファクシミリで安否確認。また, 管内各市町に対しファクシミリで聴覚障害者及び視覚障害者の安否確認状況等と併せて手話通訳員派遣の要否を照会。

3. 精神障害者社会適応訓練(職親)に係る対応 H23. 3. 18~H23. 5. 1

■管内精神障害者職親事業所へ被災状況確認。訓練生4名全員無事を確認。3月11日で訓練を中止。

■4月1日~5月1日, 受入体制が整った事業所や訓練生から連絡があり, 随時契約更新(2名)。

【東部保健福祉事務所】

■障害者福祉サービス事業者の指定等の受付や精神障害者の自動車税減免に係る生計同一証明書の発行は, 石巻西高等学校に移転後(3月23日)に再開。

■グループホーム及びケアホームの被災状況等を電話確認。

【東部保健福祉事務所 登米地域事務所】

■東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部が6月初旬に実施した「聴覚障害者心のケア調査」に当所の手話通訳員が同行して聴覚障害者の被災後の生活状況を把握し, その結果を踏まえて聴覚障害者の交流会の企画へとつながった。また, 被災により精神的に不安定となった聴覚障害者の受診への同行支援を行った。。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【障害福祉課】

1. 介護職員派遣受入調整について

■被災事業所が多数、広範囲に及び、通信手段、対応すべき人員の確保もままならず、情報収集が十分行えなかった。このため支援要望を把握、整理できず、県は十分に調整機能を果たさなかった。一方、障害者団体内に設置された「宮城対策本部」がこれに代替する機能を発揮した。県としての十分な検証作業はこれからであるが、大規模、広域的な災害の際に参考となる取組である。

2. 物資の要望調査・配付調整について

■主要施設の一覧作成、調査項目、災害対策本部への要望項目の検討から始まる準備不足が一因となり、初動で出遅れた上に事態の変化について行くことができず円滑な調整が行えなかったため、十分な支援ができなかった。また、災害対策本部で実施している支援の概況も全く分からなかったため、要望の処理状況、物資到達の見込等あらゆる問い合わせに的確に答えられなかった。

3. 災害復旧事業について

■災害復旧に関する制度には文言上曖昧な部分が多いが、これに関する国への照会に対しては、あらゆる段階で即時の回答を得られることがなく、そのことを前提に事務を執行しなければならない。また、大規模な復旧を要する事業者ほど被害の深刻な事業者であり、被害情報の収集、各種事務手続期限への対応も困難であるのが作業の前提となる。

地方機関

【北部保健福祉事務所】

■通信手段が遮断され市町との連絡に時間を要した。

■ガソリンの問題がなければ、連絡の取れない市町や施設に直接出向き情報を収集するなど臨機応変な対応が必要だった。災害時の情報把握の手段の再確認が必要である。

■地域住民が施設に避難したり安否確認に訪れるなど、施設が地域から孤立しないよう普段から地域での顔の見える関係づくりが必要である。

■要援護者登録について、半数以上が未登録、地域民生委員や区長まで情報が届いていないことがわかった。独居者への安否確認が十分か不明確だった。

【東部保健福祉事務所】

■障害者が居住しているグループホーム・ケアホームの安否確認を優先して行ったこともあり、それ以外の障害サービス事業所の被災状況等の確認に時間を要した。

【東部保健福祉事務所 登米地域事務所】

■「聴覚障害者の心のケア調査」等を通じ聴覚障害者から災害や支援に関する情報提供がほとんどなかったという意見が聞かれたことから情報提供のあり方が課題である。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【障害福祉課】

- 沿岸部に入所施設が少なかったことで今回は壊滅的な被害を受けた入所施設がなかったため本格的な受入調整を必要としなかったが，今後，建物倒壊や土砂災害等による調整が必要となる可能性を考え，予め初動の作業手順を明確にしておく。
- 介護職員等派遣受入の調整（災害救助法対応）については，今回の連絡協議会宮城対策本部の実例が参考になるものであるが，関係団体とともに検証作業を行い，特に初期の円滑な調整を図るための検討をしておく必要がある。
- 関連して，行政職員は担当業務と災害救助法の関連について概要程度は普段から頭に入れておくべきである。
- 物資の支援に関しては県及び市町村の災害対策本部が行うが，各社会福祉施設への物資配給ルールについて県と市町村で事前に取り決めをしておき発災後早い段階でこうした施設の存在を情報提供し，支援対象から漏れることのないよう注意する必要がある。特に入所施設は，一般の指定避難場所ではないが，自力で移動することが困難な利用者が多いなど緊急時に要支援度が高い施設であることに加え，地域の避難所化することもあるので重要である。
- 災害復旧制度については，収集した被災情報に限界があることを前提にしつつ（要望的な）問合せ，事情説明等を繰り返すうちに，国において新規制度化，予算化，事務処理上の配慮がされることがいくつもあるため，既存の制度の理解と同様に事業者の実情を整理して伝達することはいつの時点においても必要である。

地方機関

【北部保健福祉事務所】

- 市町及び施設や事業所と普段から顔の見える連携を取り，災害時には無線電話やメーリングリストなどによる通信連絡が出来るように体制を確立する必要がある。
- 今回の震災を振り返り施設や通所系の事業所での災害時マニュアルの作成(変更)が必要である。施設等の実地指導などで確認し指導を行っていく。
- 在宅の要援護者の登録について，支援の必要な障害者に啓発や周知を行うなど登録を進める。
- 災害時に声をかけあう地域の支援者を増やすなど体制づくりをすすめる。

【東部保健福祉事務所】

- 安否確認リストを作成し，電話等が使えない場合の安否確認の方法を事前に確認しておく必要がある。

【東部保健福祉事務所 登米地域事務所】

- 聴覚障害者等に対する情報提供方法について市と検討していく必要がある。

第2節 施設支援関係(被災精神科病院入院患者の転院調整)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【障害福祉課】

■震災直後、情報通信手段が遮断され、精神科病院の被害状況の把握が困難であった。

■南浜中央病院の被害状況については、震災当日、業務で病院を訪問中に被災した県保健師からの情報を把握することができた。また、宮城県精神科病院協会が会員病院の被害状況の把握を行っており、そこからも被害状況の連絡が入った。病院職員と携帯電話での連絡が可能になり、入院患者全員の転院調整をすることとなった。受入病院等の調整に時間を要したため、3月15日に一旦病院の判断で岩沼市勤労者活動センターへ患者を移し、その後、県立精神医療センターで一時受け入れを行い、県外病院含め、受入病院の調整を行った。

■恵愛病院については、3月15日に石巻市内の精神科病院の被害状況を確認していた宮城県精神科病院協会から救助要請が障害福祉課に入った。これを受け、直ちに、県災害対策本部に救助及び物資（食糧、防寒具等）の要請を行ったが、現地の危険の程度から消防対応が困難であること、患者の状態が不明であること、搬送先が決まっていないこと、医薬品等の支援があることから、早急な救助は困難であった。県精神保健福祉センターからも現地の被害状況を確認し、転院を要するとの報告が障害福祉課に入った。その後、病院職員の携帯電話を介して情報収集していたが、途中で通話不能となるなど困難を要したこともあり、病院職員から定期的に市防災対策本部を通じて、防災無線で状況報告等をいただいた。当初、病院は半数の患者を転院させればその後は自力で関連病院等と調整して転院を行うとのことだったが、最終的に生存入院患者全員について転院調整を行った。

■光ヶ丘保養園の被害状況の把握は最も時間を要した。気仙沼市内は、火災が発生しており、度重なる津波警報で海岸に近づけない等、現地の確認ができなかった。3月16日に医療整備課から「3月15日に病院近くで火災が発生し、入院患者200名を唐桑小学校に移送した」との情報が得られた。翌日には病院に戻ったとのことで、3月17日に県精神保健福祉センターが現地を訪問。病院側は院内で対応するとの意向で、食糧・水等の物資支援について要望があった。状態を悪化させた患者については、県精神保健福祉センター、気仙沼保健所の働きかけにより、患者の搬送を決定し、受入病院の調整を行った。その後、病院は院内環境の改善を図り、電気や暖房も回復させ、3月25日に県の災害医療コーディネーター2名が調査した際は、療養環境に問題ないと判断されたことから、その後の転院の必要性はなくなった。

■厚生労働省精神・障害保健課では受入可能医療機関（北海道・東北・関東エリア14都道県対象）の調査を実施し、3月17日に第一報の情報提供があった。厚生労働省と調整の上、受入県と調整を行い、山形県の10医療機関で49名を受け入れていただいた。県内の医療機関については、当課から各医療機関に照会（電話連絡）し、受入可能人数を把握、受入病院と調整の上、転院を行った。

転院状況

南浜中央病院（岩沼市）		恵愛病院（石巻市）		光が丘保養園（気仙沼市）	
◇転院者	200名	◇転院者	91名	◇転院者	9名
◇調整期間	3/13~3/20	◇調整期間	3/15~4/1	◇調整期間	3/16~3/24
◇受入先		◇受入先		◇受入先	
県内医療機関・施設	133名	県内医療機関・施設	81名	県内医療機関	9名
県外医療機関	49名	退院	10名		
退院	18名				
◇転院者	計300名（県内医療機関等 223名、県外医療機関 49名、退院 28名）				

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【障害福祉課】

1. 精神科病院の被災状況の把握について

■通信手段の遮断，ガソリン不足といった事態により，沿岸部の被災状況の把握は困難を極めた。行政機関も被災し，現地に出向いての確認も難しく，その中で宮城県精神科病院協会からの情報により被災状況を把握することができた。このように関係団体と連携を図り，情報収集することが必要である。また，衛星電話等通信手段の確保についても検討が必要である。

2. 受入病院の調整及び受入体制について

■被災病院ではカルテが流出したため患者情報の収集に時間を要した。受け入れに当たっては，患者の状態（病状，入院形態，合併症等）により受入可能かどうかを各病院が判断し，受入人数を決定するため，状態に合わせた転院先の調整が必要であった。また，県内の精神科病院も食糧，水，毛布等が不足しており，受け入れに当たり物資を準備することを要望され，これらの手配にも時間を要した。

3. 身体合併症を有する患者の転院について

■身体合併症を有する患者の転院にあたり，医療整備課とともに搬送先を探したが，なかなか見つからず，対応に苦慮した。また，転院後，内科疾患や認知症により再転院の調整が必要な患者もおり，調整が困難なため受入先の病院で調整していただき対応したものもあった。

4. 転院患者搬送手段について

■患者搬送を県災害対策本部に依頼したが，搬送手段を確保できず，ほとんどを被災病院でバス会社や消防の協力を得ての対応となった。山形県の医療機関への移送においても，搬送手段の確保に苦慮したが，県社会福祉協議会と自衛隊にも直接依頼し協力を得ることができた。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【障害福祉課】

■被災精神科病院の復旧については，保健衛生施設等災害復旧費補助を活用し，補修，改築等が行われた。国への要望で補助率は嵩上げされたが，民間病院の多い宮城県においては，民間病院の負担が大きかった。

○保健衛生施設等災害復旧費補助

対 象：精神科病院（公的病院・民間病院）

補助率：公的病院 2 / 3（通常 1 / 2），民間病院 1 / 2（通常 1 / 3）

申請数：県内 38 病院中 29 病院

補助額：1,022,412,000円

■光ヶ丘保養園は，平成 23 年 10 月に復旧工事が終了し，元の 1 階での外来がスタートし，入院患者の受け入れ等も通常どおり行うことができるようになった。

■南浜中央病院は，復旧工事が終了し，平成 24 年 4 月に病院を再開した。

■恵愛病院は，再建を断念した。

■今後，災害後の全県の精神医療体制の現状を把握・分析し，平成 24 年度医療計画の見直しの中で県内の精神医療体制についての検討を行う。

■また，現在もオーバーベッド状態が数カ所の病院で続いていることから，オーバーベッド解消についても検討する。

■被災病院からの転院患者の受け入れについては、事前に関係団体等と協定を結び受入病院を確保するなどの方法でスムーズな転院が行える体制を検討することが必要である。

第3節 福祉仮設住宅整備関係

(障害者グループホーム型仮設住宅整備事業実績等)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【障害福祉課】

- 厚生労働省社会・援護局総務課長通知「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日付け社援総発0415第1号）により、福祉仮設住宅の設置について、通知があった。
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知「応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について」（平成23年4月27日付け事務連絡）により、応急仮設住宅を共同生活介護（以下「CH」という。）及び共同生活援助（以下「GH」という。）に係る共同生活住居として活用可能であるとの通知があった。
- これらを踏まえ、県内関係市町障害福祉担当課に対し、平成24年4月28日付け宮城県保健福祉部障害福祉課長名で制度周知のため通知した。（以後、市町村からの質問に対応）
- 市町村やGH・CH事業所からは、震災による新たなGH・CH利用希望者への対応や、震災により全壊したGH・CHの代替施設として応急仮設住宅を活用したいという要望があった。
- 最終的には、石巻市内6か所定員56人、東松島市内1か所定員10人、名取市内1か所定員5人の仮設グループホームを設置することができた。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【障害福祉課】

1. 福祉仮設住宅の設置場所について

- 障害者グループホーム型仮設住宅については、日中活動の場となる通所系施設との距離の問題などから、設置場所について個別に検討が必要であった。
- 沿岸市町では、建設用地の確保が難航したところもあったので、あらかじめ候補地を選定しておく必要性を感じた。

2. 新規ニーズの把握について

- 市町村では、自宅を失った障害者の受け皿として障害者グループホーム型仮設住宅の活用を検討したが、対象者の要望把握に想定外の時間を要し、仮設住宅の発注戸数の確定に苦労していた。

3. 運営法人の確保

- 被災したグループホームの代替施設として仮設住宅を活用する場合は特に問題はないが、新規にグループホームを開設する場合には、運営できる法人と従事できる職員を迅速に確保できるかが課題であった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【障害福祉課】

- 障害者グループホーム型仮設住宅の設置に関する制度について，事前に市町村やGH・CH事業所等に周知しておくべきである。（ただし，国の通知により運用されている部分であり，国との調整等は必要と思われる。）
- 福祉避難所については，高齢者を優先した入居となっていたが，障害者枠についても市町村毎に一定程度確保し，仮設住宅を活用した障害者グループホームが建設されるまでの住居とする必要がある。
- 仮設とはいえグループホームを設置するには，ある程度まとまった土地を確保する必要があるため，市町村にあっては，健常者向けの仮設住宅と併せて事前に候補地を選定しておく必要がある。

第4節 相談支援体制(相談支援専門員等派遣)

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【障害福祉課】

1. 派遣開始までの調整

- (1) 平成23年3月20日頃から、市町村より、相談支援専門員及び相談員（以下、「相談支援専門員等」とする。）の緊急受入れ要請の連絡が数件入りだし、個別に対応を始める。
- (2) 平成23年3月24日付けで、厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課から、避難所等における障害者（児）への訪問による状況把握を行う場合については、障害者自立支援対策臨時特例交付金の相談支援充実・強化学業の補助対象としていいという事務連絡が入る（3月24日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」）。
- (3) (2)を受け、相談支援の今後の対応に向けた調整（県外からの派遣を含む）のため、次のとおり市町村担当課及び相談支援事業所への訪問調査や関係機関との調整等を行った。
 - ① 3月31日多賀城市、七ヶ浜町訪問、4月1日相談支援事業所地域支援センターぱれっとさんのうを訪問
 - ② 4月4日 岩沼市及び相談支援事業所地域支援センターぱれっとさとのもり（岩沼市）を訪問
 - ③ 4月5日 名取特別支援学校及び相談支援事業所「窓」（名取市）を訪問
 - ④ 4月6日 名取市及び相談支援事業所K a i（石巻市）、石巻特別支援学校を訪問
 - ⑤ 4月7日 相談支援事業所恵泉会地域生活支援センター（登米市）及びポレポレ（登米市）、あらいぶ（栗原市）を訪問
 - ⑥ 4月8日 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会（以下「NSK」という。）と震災対応について意見交換
 - ⑦ 4月13日 気仙沼市、相談支援事業所気仙沼市障害者生活支援センター、気仙沼特別支援学校訪問
 - ⑧ 相談支援事業所への派遣応援費用の当面の予算措置として、「相談支援充実・強化学業」（基金事業）の増額補正作業を実施
 - ⑨ NSKから、石巻圏域への相談支援専門員等の派遣にかかる提案書を受理
 - ⑩ 4月19日 山元町及び山元特別支援学校、相談支援事業所地域活動支援センターやすらぎ作業所（山元町）、亘理町を訪問
 - ⑪ 4月20日 NSKと宮城県障害福祉課が、NSKからの提案書を携え、東松島市及び石巻市を訪問。各市が委託している相談支援事業所同席のもと、県外からの相談支援専門員等の派遣について、意見交換を行う。両市から同意が得られたことから、具体的な派遣に向けて、調整を開始。
 - ⑫ 県外からの派遣の開始が、5月10日に決まり、それに向けた具体的な調整に着手。
 - ⑬ 県外から派遣される相談支援専門員等の選任については、NSKに委ね、その選任調整が整ったものから順次、その派遣される相談支援専門員等が所属する事業所を所管する都道府県と連絡・調整に入る。
 - ⑭ 5月10日から、石巻圏域で県外の相談支援事業所からの派遣を受けての相談支援活動が開始される。
 - ⑮ 5月12日 相談支援事業所地域支援センターぱれっとの3事業所会議で、石巻圏域での活動を紹介し、要請があれば調整に入ることを伝える。
 - ⑯ 5月16日 NSKとともに、相談支援事業所気仙沼市障害者生活支援センターを訪問し、石巻圏域での活動を紹介、要請があれば調整に入ることを伝える。
 - ⑰ 5月24日 相談支援事業所「窓」（名取市）に、石巻圏域での活動を紹介、要請があれば調整に入ることを伝える。

⑮ 5月25日 塩釜市に石巻圏域での活動を紹介、派遣に向けた意見交換を行う。

⑯ 6月20日から、気仙沼圏域で県外の相談支援事業所からの派遣を受けての相談支援活動を開始。

2. 派遣業務

(1) 石巻圏域

① 派遣業務の概要

地元の相談支援事業所の相談支援専門員等と派遣相談支援専門員等が全戸訪問調査を実施し、福祉ニーズを把握しながら、状況に応じた個別支援を展開した。

さらに、震災により障害福祉サービス事業所も被災したため、サービスの再調整などを行った。

② 派遣の特徴

固定された派遣相談支援専門員等で4チームを編成し、それぞれが1週間ずつ定期的に業務に従事する方法をとった。これにより業務の引継が円滑に行われ、長期的な支援に結びついた。

③ 派遣期間

平成23年5月10日から開始。平成24年2月1日に石巻市障害者サポートセンター事業（地域支え合い体制づくり事業）に業務を引き継ぐことで終了。

(2) 気仙沼圏域

① 派遣業務の概要

地元の相談支援事業所の相談支援専門員等と派遣相談支援専門員等が全戸訪問調査を実施し、福祉ニーズを把握しながら、状況に応じた個別支援を展開した。

さらに、震災により障害福祉サービス事業所も被災したため、サービスの再調整などを行った。

② 派遣の特徴

固定された派遣相談支援専門員等で3チームを編成し、それぞれが1週間ずつ定期的に業務に従事する方法をとった。これにより業務の引継が円滑に行われ、長期的な支援に結びついた。

③ 派遣期間

平成23年6月13日から開始。平成23年7月8日終了。その後は地元相談支援専門員等で事業を実施。

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【障害福祉課】

1. 制度周知と予算措置について

■国が速やかに制度周知と予算措置を実施したため、相談支援専門員等の派遣事業が実施できた。

2. 代替職員の確保について

■今回のような大規模災害にあっては、事業所の職員も被災者である場合が多く、自らの家族の安否確認も行いながら通常業務を行うことは、精神的にも体力的にも非常に困難を伴う。

■災害発生後の一定期間について外部からの人的支援を得られることは、被災者となった職員にとっても自らの生活を立て直し、通常業務に復帰していく上で非常に効果的な制度であると考えられる。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～**本庁****【障害福祉課】**

- 大規模災害が発生した場合に備えて，相談支援専門員等についても都道府県職員のように事前に相互派遣協定を結んでおくことで，災害発生直後から迅速な職員派遣を行うことが可能になると考えられる。
- 今回の派遣経費は，障害者自立支援対策臨時特例交付金から負担することができたが，この交付金は期間限定的なものであるため，恒久的な制度構築を行う必要性を感じる。（例：災害救助法での派遣対象職種に相談支援専門員等を加えるなど。）

第5節 視覚・聴覚・身体障害者等支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【障害福祉課】

1. 視覚障害者

■視覚障害者については、関係者団体が「東日本大震災視覚障害者救援本部」を3月25日に設置し、それぞれが所有する会員情報に基づき安否確認を行ったほか、すべての避難所を訪問した。しかしながら、確認できた人数に限りがあったことから、沿岸市町の身体障害者手帳データの開示を求められた。

■市町村においては、様々な手段で安否確認が行われ、支援がなされていたが、障害別の詳細な把握は難しく、なかなか確認できたと言える状況にはなかった。

■県としては、身体障害者手帳のデータを開示することは難しいことから、市町及び関係団体と協力しながら、可能な限り状況の把握に努めることとした。

■身体障害者手帳は市町村（仙台市を除く）を経由して県に申請され交付されることから、市町村においてもデータを保有している。このことから、まず、市町村において確認ができている方及び死亡や行方不明として名前が明らかな方を除外し、電話で状況を確認した。

■以上の手段でも状況が確認できない方に対し、直接自宅まで訪問することとした（5月）。

■実際に現地確認する行動と並行して市町においても継続して確認が行われたことから、実際に自宅まで訪問する件数は40件程度であった。

■また、6月には関係団体の活動の案内チラシや、支援要望等に関するアンケートを郵送したいとの要望を受け、1、2級の手帳所持者に送付した。

2. 聴覚障害者

■聴覚障害者については、関係者団体が「東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部」を3月14日に設置し活動を開始。県は「災害派遣等従事車両証明書」を発行し、被災地への通行を支援した。

■厚生労働省から、東京の関係団体と調整し、被災県に手話通訳等を派遣する体制を整備したとの事務連絡があり、県から各市町村に派遣希望の有無を照会。沿岸5市町（石巻市、東松島市、多賀城市、名取市、亶理町）から希望があったことから厚生労働省に要望し、4月11日から派遣を開始した。また、派遣は災害救助法が適用されることを確認。

■この派遣は当初4月11日から5月13日までであったが、その後延長する旨の連絡があったことから6月30日まで延長した。

■なお、7月からは、名取市、亶理町が独自に継続している。

■県では、先の救援宮城本部の活動などから聴覚障害者に対する支援が必要と判断し、生活再建情報等の提供や相談支援、仮設住宅などでの地域とのネットワークづくり支援などを行うため「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター」を設置し、平成24年1月に運営を開始した。沿岸市町に住む聴覚障害者へアンケートを郵送し、暮らしの実態調査を行うとともに、必要な方を訪問し支援を行うこととしている。

■視聴覚障害者に対しては、上記のほか避難所に避難している視聴覚障害者への情報保障の観点から、各市町村の障害福祉担当課にFAXを送信（3月15日、3月21日）し、避難所等での情報提供に当たり以下の点について配慮を依頼した。

- 1 視覚障害者・・・館内放送等の音声割れて聞こえないことがあることから音量等について配慮
- 2 聴覚障害者・・・文字での情報提供（貼紙・ホワイトボードに記載等）

3. 人工透析患者

■3月16日 仙台市内の人工透析患者からガソリンの優先給油の依頼電話が入る。

■「災害派遣緊急車両証明書」の発行が受けられれば、ガソリンの優先給油も可能ではないかと考え、同

日保健福祉総務課に説明し、災害対策本部へ要望することとした。

■ 3月17日 災害対策本部へ説明。「災害派遣緊急車両証明書」は関係機関との調整が必要で時間がかかる。ガソリンについては、商工経営支援課に相談するようこの助言を受ける。商工経営支援課に対し、人工透析患者が使用する車両へガソリンを優先的に給油できるよう証明書を発行したいことを相談し、県石油商業協同組合との調整を依頼。

■ 3月18日 商工経営支援課から連絡。組合から承諾を得た。組合では加盟店に連絡するが、連絡がつかないところもあるとのこと。同日注意事項を記載した上で、市町村あてに通知した（市町村長が「人工透析患者用通院車両証明書」を発行する方法とした。）。

■ 給油に際し長蛇の列ができ、ガソリン不足が深刻化。証明書の交付を受けたが、優先給油できないとの苦情が届く。また、他の通院患者からは、「なぜ人工透析だけ」との問い合わせもあり。

地方機関

【リハビリテーション支援センター】

■ 避難時あるいは津波被害による身体障害者及び療育手帳の紛失・汚損等の方々が相当数に発生したと推測され、再交付申請に当たっては、本人の写真が必要であったが用意することが困難な状況にあった。また、本人の申請を受けて当センターに依頼するのは市町村であったが、障害者関係台帳等の流失及び役所機能の不全により、事務手続きが行えない状態であった。

■ このことから、写真を準備できない或いは市町村の対応困難などの理由により再交付申請ができない方に対し、当センターへ電話で申し出ることにより、身体障害者及び療育手帳を所持している旨の証明書を発行することとし、その旨ホームページに掲載し対応した。

■ 他市町への避難者にあつては、本来の住所地である市町村を経由して手続きを行う必要があつたが、避難先を一時的な居住地とみなし、避難先市町村経由での手続きも可とする取扱いとした。

■ 療育手帳において、平成23年3月から8月までに再判定時期が到来するものについては、5か月間延長することとした。また、他市町村で避難している者の取扱いについては、本来、再判定依頼書及び現況調査書等を住所地市町村が作成することになっているが、現況調査書は避難先市町村が作成することで可とする取扱いとした。

■ 震災を体験した知的障害者の体調及び精神状態の変化を考慮し、対応等を記載したリーフレットを作成、希望者へ配布するとともにホームページに掲載した。

■ 障害者台帳等関係書類を流出等した市町に対しては、申出により台帳又は名簿を提供した。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【障害福祉課】

1. 障害者の安否確認

■ 身体障害者手帳情報の開示はこれまで想定しておらず、結果として開示しなかった。今回県が沿岸市町の視覚障害者のうち1、2級の手帳所持者の状況確認を行ったが、市町村の確認状況の把握、電話連絡による確認及び自宅訪問とかなりの時間を要することとなった。

2. 情報保障について

■ 避難所における視聴覚障害者への情報保障のため、災害対策本部のFAXを利用し、各市町村へ配慮を求めるFAXを送付したものの、避難所での実際の運営者まで情報が届いたかどうかまでは疑問が残る。避難所の運営者に届く方法を検討する必要がある。

3. 緊急車両証明書の発行について

■人工透析患者への証明書の発行は、ガソリンの極度の不足や証明書自体が認知されていなかったこともあって有効性を発揮できなかった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【障害福祉課】

■各市町村において災害時要援護者支援のため、要援護者名簿の作成が進められている。個人情報保護の観点から議論になる障害者手帳など他の情報に比べ、災害時要援護者名簿はまさに災害時に活用するものであり、その充実や活用策をさらに検討する必要がある。手上げ方式、同意方式のほか、基準を設定し該当する人を登録することとし、名簿登載を望まない人のみを登録しない、逆手上げ方式や原則登録方式も検討してはどうか。また開示先についても、今回のように予め想定している関係者以外の支援が多かったことを考慮し、例えば関係者団体が設置する救援本部等には開示すること等を明記しておくことも検討する必要がある。

■避難所での情報等の配慮については、市町村あての通知だけではなく、災害時にはラジオ等報道機関を通じた周知を検討する。以下のような情報を整理して備えておく。

- ①避難所の運営者が注意や配慮すること（障害者ごとに必要な配慮）
- ②個別の障害者が取ってほしい行動（避難所運営者に自分の存在、必要な支援や配慮を伝えるなど。）
- ③周囲の人が配慮して欲しいことなど

■被災した障害者就労支援事業所に対して相談支援（販路開拓、業務転換）や販売会の開催、業務マッチング等を行う支援を実施（H23.10～）。

■聴覚障害者の生活再建にかかる情報取得や相談支援、地域とのネットワークづくりのため「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター（みみサポみやぎ）」を設置し運営を開始（H24.1～）。